

株式会社ミソラコネクト(以下ミソラコネクトまたは当社)は、「通信を、空気のように自然で当たり前の存在に」の企業理念のもと、フルMVNOサービス「M-Air」(対応キャリア:株式会社NTTドコモ)を軸に、IoT/M2M向け・法人モバイルワーカー向け、短期・スポット利用と利用シーンに合わせて最適な「ミソラコネクト」商品・サービス(第2項(1)で定義します)を提供し、「ミソラコネクト」商品・サービスの利用者様との信頼関係を重視し、企業活動を行っています。

ミソラコネクトは、「Misora Connect」、「M-Air」をはじめとするミソラコネクト商標(第2項(2)で定義します)を、当社に対する信用を表すもの、ならびに「ミソラコネクト」商品・サービスの品質保証を表すものとして、「価値ある資産」と位置付けています。

「ミソラコネクト」商品・サービス利用者の皆さまにおかれましても、上記の考え方をご理解いただき、本ガイドラインに同意の上、本ガイドラインに従って当社名またはミソラコネクト商標をご記載くださいますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、予告なく改訂されることがあります。また、当社名もしくはミソラコネクト商標を記載された場合は、本ガイドライン(本ガイドラインが改訂された場合は、改訂後の最新のミソラコネクト商標ガイドライン、以下同じ)に同意したものとみなされます。

1. はじめに

(1) ミソラコネクト商標に関する商標権、著作権その他の一切の権利は、当社に帰属します。

(2) 当社は、必要と判断した場合、本ガイドラインを変更または終了する場合があります。

2. 定義

(1) 「ミソラコネクト」商品・サービスとは、当社が提供する商品またはサービスを言います。

(2) ミソラコネクト商標とは、当社が「ミソラコネクト」商品・サービスに使用する名称、ロゴ、マークその他の表示を言います。

(3) サービス利用者とは、「ミソラコネクト」商品・サービスの利用者を言います。

(4) サービス利用者商品・サービスとは、サービス利用者が提供する商品またはサービスを言います。

(5) マーケティング資料とは、広告・宣伝用のカタログ、チラシ、ウェブサイト、SNS、バナー、動画、販促物、ノベルティ等を言います。

3. サービス利用者が、サービス利用者商品・サービスに関するマーケティング資料において、当社名またはミソラコネクト商標を記載、表記等(以下、記載)する場合

(1) サービス利用者は、次のすべての条件を満たすとき、本項(2)の適用を受けることができます。

a. 「ミソラコネクト」アカウントを保有している。

b. サービス利用者商品・サービスにおいて「ミソラコネクト」商品・サービスを利用している。

c. 支払期限を徒過している当社に対する債務がない。

(2) 本項(1)の条件を満たすサービス利用者は、次に定めるすべての条件に従って、サービス利用者商品・サービスに関するマーケティング資料において、当社名またはミソラコネクト商標を記載し、当該サービス利用者商品・サービスと当社または「ミソラコネクト」商品・サービスとの関連性を示すことができます。

a. ミソラコネクトの会社名は、正式名称で記載する。ただし、マーケティング資料のスペースの制約により正式名称の記載が難しい場合、または同一資料内で当社名を複数回記載することにより冗長となる場合は、以下のいずれかの対応を条件として、略称「ミソラコネクト」を使用することができます。

i. 資料のフッターや末尾など、権利表記や注釈を記載する箇所に「『ミソラコネクト』は『株式会社ミソラコネクト』の略称です。」と明記する。

ii. 資料の初出時に「株式会社ミソラコネクト(以下ミソラコネクト)」と併記し、二回目以降は略称「ミソラコネクト」を使用する。

b. ミソラコネクト商標における「Misora Connect」は、次の態様で記載する。

– MisoraとConnect の間に半角スペースを空ける。

– すべてをアルファベットにする。

– MとCを大文字とし、その他は小文字とする。

c. 次のいずれかの方法によりミソラコネクト商標と周辺のテキストとを区別する。

– ミソラコネクト商標全体をイタリック体にする。

- ミソラコネク​​ト商標全体に“ ”や「 」のような引用符をつける。
- d. ミソラコネク​​ト商標の帰属先を、次のような形式で適切に記載する
- i. 1つのミソラコネク​​ト商標を記載する場合
「○○○ は、株式会社ミソラコネク​​トまたはその親会社もしくは関連会社の商標または登録商標です。」
※○○○の部分には、使用するミソラコネク​​ト商標を記入する。
例)「M-Airは、株式会社ミソラコネク​​トまたはその親会社もしくは関連会社の商標または登録商標です。」
 - ii. 2つ以上のミソラコネク​​ト商標を記載する場合
「Misora Connectまたはミソラコネク​​トの商品・サービス名称等は、株式会社ミソラコネク​​トまたはその親会社もしくは関連会社の商標または登録商標です。」
- e. サービス利用​​者が、サービス利用​​者商品・サービスの提供主体であることを明記し、且つ、サービス利用​​者商品・サービスの問い合わせ先として、サービス利用​​者の連絡先を明記する。
- f. 当社名またはミソラコネク​​ト商標の記載が、サービス利用​​者商品・サービスの内、「ミソラコネク​​ト」商品・サービス部分の品質のみを保証すること。
- g. 当社から、当社名またはミソラコネク​​ト商標を記載することにつき何らかの要求があった場合は、速やかにその要求内容に従う。
- h. サービス利用​​者商品・サービスの提供が終了した場合、または、サービス利用​​者商品・サービスにおいて「ミソラコネク​​ト」商品・サービスの利用を終了した場合、速やかに、当社名またはミソラコネク​​ト商標の記載を終了する。

4. サービス利用​​者が、サービス利用​​者商品・サービスの名称に商標「Misora Connect」を付す場合

- (1) サービス利用​​者は、次のすべての条件を満たすとき、本項(2)の適用を受けることができます。
- a. 「ミソラコネク​​ト」アカウントを保有している。
 - b. 自己のサービス利用​​者商品・サービスにおいて「ミソラコネク​​ト」商品・サービスを利用している。
 - c. 支払期限を徒過している当社に対する債務がない。
 - d. 本項の適用を受けるため、当社より別途特別な承諾を得ている。
- (2) 本項(1)の条件を満たすサービス利用​​者は、次に定めるすべての条件に従って、サービス利用​​者商品・サービスの名称に商標「Misora Connect」を付し、当該サービス利用​​者商品・サービスと当社または「ミソラコネク​​ト」商品・サービスとの関連性を示すことができます。
- a. ミソラコネク​​トの会社名は、正式名称で記載する。ただし、マーケティング資料のスペースの制約により正式名称の記載が難しい場合、または同一資料内で当社名を複数回記載することにより冗長となる場合は、以下のいずれかの対応を条件として、略称「ミソラコネク​​ト」を使用することができます。
 - i. 資料のフッターや末尾など、権利表記や注釈を記載する箇所に「『ミソラコネク​​ト』は『株式会社ミソラコネク​​ト』の略称です。」と明記する。
 - ii. 資料の初出時に「株式会社ミソラコネク​​ト(以下ミソラコネク​​ト)」と併記し、二回目以降は略称「ミソラコネク​​ト」を使用する。
 - b. 商標「Misora Connect」を、第3項(2)b)に定められた態様で記載する。
 - c. 商標「Misora Connect」の帰属先を、次のような形式で適切に記載する。
「Misora Connectは、株式会社ミソラコネク​​トまたはその親会社の商標です。」
 - d. サービス利用​​者が、サービス利用​​者商品・サービスの提供主体であることを明記し、且つ、サービス利用​​者商品・サービスの問い合わせ先として、サービス利用​​者の連絡先を明記する。
 - e. サービス利用​​者商品・サービスの名称の後、且つ、商標「Misora Connect」の前に、「対応の」「を利用して」「connected with」等の言葉を付す。
 - f. 商標「Misora Connect」の使用が、サービス利用​​者商品・サービスの内、「ミソラコネク​​ト」商品・サービス部分の品質のみを保証すること。
 - g. 当社から、サービス利用​​者商品・サービスの名称に商標「Misora Connect」を付すことにつき何らかの要求があった場合は、速やかにその要求内容に従う。
 - h. サービス利用​​者商品・サービスの提供が終了した場合、または、サービス利用​​者商品・サービスにおいて「ミソラコネク​​ト」商品・サービスの利用を終了した場合、速やかに、商標「Misora Connect」の使用を終了する。

5. 禁止事項

次の行為は固く禁止されます。

- a. 本ガイドラインで許可された以外の目的または方法で、当社名、その略称またはミソラコネク
ト商標を記載する。
- b. ミソラコネク
ト商標を一般名称として使用する。
- c. 第4項に定める場合を除き、ミソラコネク
ト商標をサービス利用者商品・サービスの名称の一部
として使用する。
- d. サービス利用者商品・サービスの提供主体が当社であると誤解を与えるような態様で、当社
名、その略称またはミソラコネク
ト商標を記載する。
- e. ミソラコネク
トがサービス利用者を支援、支持、後援等していると誤解を与えるような態様で、当社
名、その略称またはミソラコネク
ト商標を記載する。
- f. ミソラコネク
トとサービス利用者との間に提携関係、雇用関係、代理・被代理関係等があると誤
解を与えるような態様で、当社名、その略称またはミソラコネク
ト商標を記載する。
- g. ミソラコネク
トまたは「ミソラコネク
ト」商品・サービスの信頼または評判を低下させるような態様
で当社名、その略称またはミソラコネク
ト商標を記載する。
- h. 違法な、反社会的勢力に関連する、わいせつな、または公序良俗に反する内容の記事・媒体等
で当社名、その略称またはミソラコネク
ト商標を記載する。
- i. その他上記a～hに準ずる行為。

6. 非保証

(1) ミソラコネク
トは、当社名、その略称およびミソラコネク
ト商標に関し、明示的にも黙示的にも何らの
保証をいたしません。

(2) 当社名、その略称またはミソラコネク
ト商標を記載する者は、自己の責任と負担により当社名、その
略称またはミソラコネク
ト商標を記載するものとし、当社は、当社名、その略称またはミソラコネク
ト商標
の記載に関し、いかなる責任も負いません。

7. 本ガイドラインの違反

ミソラコネク
トは、本ガイドラインに違反する者に対して、当社名、その略称またはミソラコネク
ト商標の記
載の差止または当社に生じた損害(弁護士費用を含む)の賠償を求める等、権利行使する場合があります。

8. 準拠法および裁判管轄

(1) 本ガイドラインの準拠法は日本法とします。

(2) 本ガイドラインに関し、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄
裁判所とします。

9. お問い合わせ

本ガイドラインに関するお問い合わせは、[お問い合わせ](#)よりご連絡ください。